

○厚生労働省令第四十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

厚生労働大臣 武見 敬三

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 適用等事務人件費算定基礎額 六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

二 (略)

- 三 給付事務人件費算定基礎額 五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四 (略)

- 五 免除事務人件費算定基礎額 千四百二元に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六 (略)

別表 (第一条関係)

(1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区	分	係	数
1 級地			0.058
2 級地			0.056
3 級地			0.056
4 級地			0.055
5 級地			0.054
6 級地			0.052
7 級地			0.051
無級地			0.050

備考 (略)

改正前

(用語の定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 適用等事務人件費算定基礎額 六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

二 (略)

- 三 給付事務人件費算定基礎額 五百一円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

四 (略)

- 五 免除事務人件費算定基礎額 千三百七十三円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六 (略)

別表 (第一条関係)

(1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区	分	係	数
1 級地			0.060
2 級地			0.058
3 級地			0.058
4 級地			0.057
5 級地			0.056
6 級地			0.054
7 級地			0.053
無級地			0.052

備考 (略)

(2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)

区 分	係 数	区 分	係 数
Iの地域10種地	0.018	IIの地域10種地	0.012
Iの地域9種地	0.018	IIの地域9種地	0.012
Iの地域8種地	0.018	IIの地域8種地	<u>0.009</u>
Iの地域7種地	0.015	IIの地域7種地	0.009
Iの地域6種地	0.008	IIの地域6種地	<u>0.007</u>
Iの地域5種地	0.005	IIの地域5種地	0.005
Iの地域4種地	0.000	IIの地域4種地	0.000
Iの地域3種地	0.000	IIの地域3種地	0.000
Iの地域2種地	0.000	IIの地域2種地	0.000
Iの地域1種地	0.000	IIの地域1種地	0.000

備考 (略)
(3) (略)

(2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)

区 分	係 数	区 分	係 数
Iの地域10種地	0.018	IIの地域10種地	0.012
Iの地域9種地	0.018	IIの地域9種地	0.012
Iの地域8種地	0.018	IIの地域8種地	<u>0.010</u>
Iの地域7種地	0.015	IIの地域7種地	0.009
Iの地域6種地	0.008	IIの地域6種地	<u>0.008</u>
Iの地域5種地	0.005	IIの地域5種地	0.005
Iの地域4種地	0.000	IIの地域4種地	0.000
Iの地域3種地	0.000	IIの地域3種地	0.000
Iの地域2種地	0.000	IIの地域2種地	0.000
Iの地域1種地	0.000	IIの地域1種地	0.000

備考 (略)
(3) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年度分の事務費交付金から適用する。